

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 9月18日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第9号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（<u>構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による認定を含む。）を申請し、その認定を受けて実施する</u>搭乗型移動支援ロボットの<u>公道実証実験事業</u>において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10) [略]</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（<u>法第77条第1項の許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験</u>において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。